



朝日税理士法人グループ

朝日社労士事務所だより

vol.20 Feb.2, 2017

〒231-0013

横浜市中区住吉町2丁目27番地

テオービル3階

電話:045(664)1022 FAX:045(664)1033

担当: 社会保険労務士 瀧島

## TOPIC

### 従業員を募集しても応募がないというお悩み急増中!

求人誌などにお金を使っても人が集まらない、昔はたくさん応募があったのに……

そんな社長、人事担当者の声が増えています。原因はなんですか？

### 今の日本は「仕事を探す人の数」より、「仕事の数」のほうが多い!

政府の発表では、平成28年11月の有効求人倍率は**1.41倍**、新規求人倍率は**2.11倍**と高水準となっております。有効求人倍率**1.41倍**とは職を探す人**100人**に対して仕事**141件**ある状況です。これでは人は集まりませんよね。でもこれ以上好条件にするのは厳しい、けれども若い人を採用したいという皆様には次の認定企業になることをお勧めします。

## 若者応援企業

### 若者応援企業とは？

労働局とハローワークを中心に、一定の条件を満たしている中小企業を応援する「若者応援企業宣言」事業の対象として認定された企業のことです。

※「若者応援企業宣言」事業とは、一定の労務管理体制が整備されており、35歳未満の若者を積極的に採用し、通常の求人情報よりも詳細な企業情報等を公表する企業を「若者応援企業」として積極的にPR等を行う事業です。

### 若者応援企業になるメリットは？

#### ①就職面接会などへの参加機会が増えます。

就職面接会等の開催について、ハローワークから優先的に案内が来るため、若者を採用する機会が増えます。

#### ②御社の魅力をアピールできます。

都道府県労働局のホームページで、就職関連情報も含めた御社のPRシートが公表されます。

#### ③若者の職場定着が期待できます。

通常の求人情報に比べて細やかな就職関連情報を公表するため職場環境、業務内容などがイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、職場定着が期待できます。

#### ④「若者応援企業」を名乗る事ができます。

※使用期間は提出日からその事業年度までです。翌年度継続する場合には、再申請を行います。

### 若者応援宣言企業になるためには？

①学卒求人など、若者対象の正社員の求人をハローワークに提出すること。

②以下を始めとする就職関連情報を開示していること。

- ・社内教育、キャリアアップ制度等・過去3年間度分の新卒者の採用実績および定着状況
- ・前年度の所定外労働時間（月平均）の実績

③過去3年間に新規学卒者の採用内定取り消しを行っていないこと。など全10項目の基準を満たす必要があります。

●若者応援宣言企業について詳しくは、下記URL（リーフレット）をご確認ください。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jakunen/wakamono/dl/wakamonoouen\\_2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jakunen/wakamono/dl/wakamonoouen_2.pdf)

その他の詳細やご不明な点は、担当までお気軽にお問い合わせください。TEL:045(664)1022